

25 高環共第 486 号

平成 25 年 8 月 5 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称) 大豊風力発電事業にかかる環境影響評価方法書」に対する
知事意見について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括事項

- (1) 当該事業に係る環境影響評価については、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」に基づき適切に実施すること。
- (2) 風車の配置については、今後の調査、予測結果をもとに、環境影響が回避又は低減されるよう検討し、決定すること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、評価項目の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ評価項目及び評価手法等を見直すと共に、追加して調査、予測及び評価を行う等、適切に対応すること。
なお、見直しにあたっては、必要に応じ専門家等の助言を得るなど、最新の情報と見地に基づき適切に行うこと。
- (4) 対象事業の内容の具体化の過程において、地域住民の理解を得ると共に、その経緯について準備書に記載すること。

2 個別事項

(1) 動物について

- ア 当該地域において、今回の選定種以外にも爬虫類、両生類、準絶滅危惧種な

ど生育の可能性のある種があり、特に重点をおき、対象地域の自然特性に応じて、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 土地の改変範囲内に源流部がかかっている箇所が数カ所あり、2次林が残る源流部に重点を置くなど、底生動物について、適切な調査を行い、予測及び評価を行うこと。

(2) 植物について

ア 希少植物によっては、開花時期が異なることから、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査回数を増やしたり、調査地域における重要な種の生育状態が把握できる調査時期など必要に応じ適切な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 調査地域内の生育の状況の情報や地域特性に関する情報について、県や他の機関が作成した資料等により情報収集を行うこと。

(3) 地形・地質について

ア 設置場所及び機材運搬用道路設置区域の北側の地質は、玄武岩の変成岩で形成されており粘土化しやすく、また、南側は、地形が非常に急峻で斜面崩壊等の可能性や工事等による地滑りの発生も予想されることから、地形改変による影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

(4) 騒音について

対象事業の事業特性及び地域特性を勘案し、騒音が及ぼす影響を適切に把握、十分に配慮し、調査、予測及び評価を行うこと。